

第51回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日 時：平成28年9月26日(月)16:30～17:00

場 所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

議 題

- (1) 「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る監視の考え方」に基づく指針の
制定の建議について
- (2) 定期報告徴収により取得した情報の月次報告について

○八田委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第51回電力・ガス取引監視等委員会、第1部を開催いたします。

第1部の議題は、議事次第のとおり2つです。プレスの方は、カメラ撮影はここまでとさせていただきます。

早速ですが、議事に入ります。議題の1つ目は、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る監視の考え方」に基づく指針の制定の建議についてです。資料3に基づいて、恒藤課長よりお願いいたします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　PDF全体の4ページ、資料3でございます。本件趣旨のところに記載してございますが、一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(案)につきまして、パブリックコメントを実施いたしました。その結果についてご報告させていただくとともに、その対応についてご審議いただくものでございます。また、それを踏まえて考え方を修正いたしまして、それについて経済産業大臣に建議することについてもあわせてご審議いただくというものでございます。

下に移りまして、1. 経緯でございます。これまでの検討状況と書いてございますが、本年4月から7月にかけて、本委員会の下に設けました制度設計専門会合におきまして、一般送配電事業者による調整力の公募調達が公平性、透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、その公募調達の実施方法等について議論を行ったわけでございます。この議論の結果を踏まえまして、第9回制度設計専門会合(本年7月28日)におきまして、一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(案)——以下、本報告書と呼ばせ

ていただきますが——をとりまとめまして、本年8月10日から9月9日にかけてパブリックコメントを実施したところでございます。

その結果でございますが、2.でございます。パブリックコメントでは、合計8通の意見がございました。その内容については資料3-1、次のページからつけてございますが、その左側にパブリックコメントで頂戴いたしました意見を書いてございます。左側に番号1から8までございます。8通の意見が来たものでございまして、意見の内容はさまざまでございますが、多かったのは、調整力の公募調達において、一般送配電事業者が調整力の要件を設定するわけですが、その要件について、こういった要件を設定すべきだといった内容の意見が比較的多く寄せられたところでございます。

これに対する対応について、事務局の案をこれからご説明いたします。まず、1枚戻っていただきまして、資料3の2.真ん中以降に書いてございますが、2点について、いただいた意見を踏まえて修正してはどうかと考えてございます。

まず1点目は、一般送配電事業者が調整力の公募調達を行う場合に、調整力の必要量については各一般送配電事業者が定めるとともに、その考え方を説明するとしてございましたが、その算定方法の具体的な説明まではっきり説明しろということは明示してございませんでした。これについて、考え方だけでなく、具体的な算定方法も十分な説明をすべきであるという意見をいただきまして、これについてはそうしたほうが良いと考えられますので、そのような修正を行ってはどうかと考えてございます。

もう一点は、この報告書の中では、一般送配電事業者が調整力の公募調達について意見を募集する窓口を設置するということを記載してございますが、いただいた一般送配電事業者がもらった意見について、その結果を採用するかどうかなど結果の公表をどうするかというのは記載してございませんでした。ただ、その意見募集の結果どういう意見が来て、その意見にどう対応したのかということについても公表していただいたほうが良いと思われるので、そういった意見についても反映させてはどうかと考えてございます。

具体的な反映についてはその後、PDFでいいますと34ページ以降、資料3-2（別添）。まず、資料3-2が33ページにございまして、34ページから別添として、今の意見を反映させた資料をつけてございます。この中の下の数字でいうと6ページ、PDF全体でいうと46ページのところに下線を引いてございます。「及び算定方法」という言葉を1点挿入するという修正でございます。

もう一点は、ずっと飛んでいただきまして、下のページ数でいうと24ページの上のほう

に2ヵ所下線を引いてございます。「意見募集の結果を公表する」という修正を入れることにはどうかと考えてございます。

済みません、また戻っていただきまして、資料3でございます。この2つの意見については報告書に反映してはどうかと考えてございます。

それ以外の意見につきましては、この報告書に直接反映するというより、一般送配電事業者がそれぞれの公募調達の中で取り入れるべきもの、それから今後、この報告書の内容もことしの秋から始まります公募調達の実態を踏まえて、また必要に応じて検討を行い、適宜見直しをしていくことにしておりますので、そういった次回以降の検討の中で取り入れていくのが適当ではないかと考えてございます。

それ以外の意見への対応については、資料3-1、横置きの表の右側に当委員会としての考え方、いわゆるその意見に対する回答をそれぞれ記載してございます。それぞれできるだけ丁寧に回答して、反映されないところについては、どういう考え方で反映しないのかといったことを記載する形で回答をしてはどうかと考えてございます。

これが1点目にご審議いただきたい事項でございまして、まずパブリックコメントの結果とその対応について、このような対応でよろしいかどうかご審議いただきたいと存じます。

それから、2点目のご審議いただきたい点は、今ご説明いたしましたパブリックコメントを踏まえて修正した案を経済産業大臣に建議することについてでございます。先ほど説明いたしました縦書きの資料3-2、PDFでは33枚目以降につけてございます。資料3-2の文案で経済産業大臣への建議を行ってはどうかと考えてございます。

タイトルは、「『一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方』に基づく指針の制定に関する建議について」にしてございます。文章としては、一応読み上げさせていただきます。

一般送配電事業者による調整力の調達は、原則として、公募等の公平性かつ透明性が確保された手続により実施する必要がありますが、その手続の具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられています。このため、事前に経済産業省が一般送配電事業者による適切な調整力の調達のあり方について基本的な考え方を示すことが有用です。そこで、電力・ガス取引監視等委員会（以下「本委員会」という。）は、一般送配電事業者が調整力の公募調達を公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、その公募調達の実施方法や本委員会による監視のあり方等について議論を行い、「一般送配電事業者が行う調整力

の公募調達に係る考え方」をとりまとめました。ついては、別添の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づいた指針を制定することが、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

このような案で建議を行ってはどうかと考えてございます。その別添として、先ほどご説明いたしました修正後の報告書を添付するという形を予定してございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。林委員、どうぞ。

○林委員　まず、資料3に基づきまして、パブリックコメントをしていただきまして、その結果2点の意見等を踏まえまして、調整力の必要量に対する算定方法に関する説明書きの明確化がなかったということで、その算定方法についても十分な説明を行うと記載することは非常に大事だと思っております、しっかり入れていただきましてありがとうございました。

2つ目ですけれども、確かにこれもパブリックコメントの中のご指摘を我々もしっかり把握していると思うのですが、窓口を設置するだけではなくて、ちゃんと意見募集の結果も公表して、我々のミッションでもありますけれども、公募調達の公平性、透明性を社会にさらして、みんなでインフラの安定供給を守っていくとか監視して、しっかり進めていくという意味では非常にいいと思っております。

あと、ご承知のとおり、調整力公募の中で、発電側の調整力はある程度ノウハウがあるのですけれども、ネガワットとか需要側の調整力とか電力貯蔵装置というところは、どうしても新しいものでありまして、日本としては初めての取り組みにもなります。先ほど恒藤課長からもありましたけれども、今回、考え方をしっかり出しますが、一般送配電事業者や調整力担当者からの意見も適宜踏まえまして、よりいい考え方とか、日本のインフラ供給をしっかりいい方向に導いていただければと思います。

あと、建議につきましては、私はこの内容で問題ないと思います。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。ほかにございますか。圓尾委員。

○圓尾委員　私もこの2点、非常に重要だと思いますので、この変更で特に問題ないと思います。これは考え方ということなので、特にそこまで書き込む必要はないということ

だと思いますが、2点目のご指摘の、意見募集に対してどういう考え方でというのを公表するまでの時間軸を事業者は速やかに対応していただけるようお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○八田委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からご説明があったように、経済産業大臣に対して建議することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異存ございませんでしたので、案のとおり建議することといたします。事務局においては、速やかに手続を進めてくださるようお願いいたします。

次の議題に入ります。議題の2つ目は、定期報告徴収により取得した情報の月次報告について、資料4に基づいて小売取引については佐合課長から、それから卸取引については田邊室長からご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長 それでは、資料4—1でございます。全体の通しでいうと62ページ目以降でございますけれども、63ページに行ってください新電力の市場シェアでございます。

小売の報告徴収で徴収したデータに基づいて、6月の検針時点でのデータをご説明させていただきますと、特別高圧、それから高圧分野における新電力の市場シェアというのが6月は9.6%になりました。これは前月が9.1%でございますから、若干の増加になります。それから、低圧分野でございますけれども、この新電力のシェアは1.3%ということで、前月が0.9%ですから、こちらも着実に増加しているということでございます。総電力需要に占める新電力の市場シェアでございますけれども、全体で7.1%ということで、これも前月の6%から増加しているということでございます。

次のページに行ってください、地域別にこれを分解した図になってございます。地域別新電力のシェアをみますと、やはり大消費地において多いということかもしれません。東京管内では特別高圧分野は新電力のシェアがちょっと落ちている状況でございますけれども、基本的にはそれを除いて全て増加傾向にあるということでございます。

それで、従来の自由化分野であった高圧以上のところが青い折れ線グラフで示されておりますけれども、新電力の参入が一番多いところが関西エリアということで15.1%でございます。これを東京管内でみますと14%、北海道地域が13.4%でありまして、この大き

いところが目立っているということかと思えます。低圧分野はまだ始まったばかりということもございますので、当然シェアは非常に少ない状況でございます。

次のページに行ってください65ページ目でございますけれども、地域ごとの事業者別シェアでございます。みなし小売電気事業者及びその子会社が旧供給区域を越えて、どの程度域外に電力供給が進んでいるかというところでございます。この棒グラフの中で緑色が一般電気事業者の子会社での参入、それから赤色が本体での参入ということですが、やはり全体の比率からすると、まだまだ少ない状況でありまして0.5%、これは前月の0.5%と変わっていない状況でございます。

地域別でみると、北海道、東京、中部、関西地域において域外からの供給が存在しているという状況であります。

次のページをみていただくと、電圧別に展開したものでございます。特高、高压分野では、北海道あるいは関西、東京を中心に旧一般電気事業者の本体あるいは子会社による供給が行われている状況であります。低圧分野では、なかなか供給が進んでおりませんが、これではみにくいのですが、実は関西エリアに多少供給の割合があつて、総体的には関西で多いということになります、まだまだ全体としては少ないということでございます。

それから、参考として次のページ以降に新電力の中で販売電力量のシェア上位20社ということで示させていただいております。基本的に前月に比べてトップ10社に関しては変動はないという状況でございますけれども、目立った動きとしては、東京ガスは低圧分野での電力販売だけですが、前月と比較して15位から12位まで順位を上げているということでございます。新電力の低圧需要に占める東ガスのシェアは37%ということで、低圧分野では東京ガスがかなり頑張っている状況でございます。この表の下の方に書いてございますけれども、この上位20社で新電力のおおむね8割程度の販売量を占めている状況でございます。

次のページが今の新電力の市場シェアの順位を電圧別に展開したものとなっております。1位が特高、高压ともエネット、低圧は東京ガスとなっております。ガス会社系の新電力が上位を占めているという状況でございます。

以上であります。

○田邊卸取引監視室長　引き続き卸についてご説明させていただきます。資料4—1、右下8ページ、通番でいうと69ページでございます。

このスライドでは、取引所取引の8月期の全体のサマリーを書いておりますが、一番左の列、対象期間8月の下に114社とございます。これはJEPXの会員数でございます、前月に比べて2社減1増ですので、前月115社から114社になっていると。スポット市場と時間前市場は後ほどご説明させていただくこととしまして、先渡市場については、先月より若干ふえているという状況でございます。

続きまして、右下9と書いてあるスライドでございます。スポット市場の入札量でございます。8月期はお盆の影響もあって、でこぼこしている状況でございますが、売り入札量としては前年同期比でほぼ一緒という状況でございます。

次に、スライド10ページでございます、スポット市場の売り入札量、事業者区分別、旧一般電気事業者によるものなのか、新電力その他によるものなのかでございます。旧一般電気事業者のほうが多くて、お盆の時期の影響等もあるかと思いますが、前年同期比で比べても1.0倍、ほぼ同じという状況でございます。

次に、右下11ページと書いてあるスライドでございます。買いの札入れ状況でございます、オレンジのほうが旧一般電気事業者で、ブルーのほうが新電力その他でございます。買いは前月に比べてほぼ同じぐらい旧一般電気事業者が行っていて、新電力その他はお盆の時期による影響もあって、ちょっと下がっている時期もあります。

次に、スライド右下12ページでございます。スポット市場の約定量でございます、お盆の時期のへこみはございますけれども、主要データとして表に書いてある一番右でございますが、前年同時期と比べると1.4倍にふえている状況でございます。

次のスライドの右下13ページでございます。スポット市場の売り約定量でございます。旧一般電気事業者がオレンジ色、ブルーが新電力その他でございます、約定量としましては、前年8月をみると、旧一般電気事業者によるものが2倍ぐらいになっている状況でございます。

次に、スライド右下14ページ、通番で75ページでございますけれども、買いの約定量でございます。こちらは新電力その他のほうが旧一般電気事業者と大きく差がございまして、旧一般電気事業者による買い約定量は前年同時期に比べて0.6倍という状況でございます。

続きまして、右下15ページでございます。スポット市場のエリアプライスでございますが、引き続き北海道のエリアプライスがシステムプライスと比べて高くなっている状況でございます。

それに関連しまして16ページの市場分断でございます。右上に北本連系線の状況が書い

てございますが、8月は70%強でございます。右の上から3つ目のFCは6割5分という市場分断発生率となっております。

17ページは飛ばさせていただきまして、最後18ページ目でございます。時間前市場の約定量につきましては、8月上旬にふえて、中旬にお盆の影響等で減少し、下旬に再び増加している。7月に比べると、量としてはふえているという状況でございます。

以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。今のご報告に関するご質問、ご意見ございませんでしょうか。圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員　　前半のほうで1点だけなのですが、例えば3ページとかで新電力のシェアが示されていますが、低圧はようやくデータが出始めたばかりで、まだこれをもってどうのこうのという段階ではないかと思えますけれども、ご指摘いただいたように、新電力がどこに低圧で入ってきているかというのをみると東京が一番高く、その次が関西、それ以外と比べるとやはり明らかな差が出ているということだと思います。

一方、低圧で旧一般電気事業者同士がどういう競争をしているかということ考えたときに、新電力の参入と同じような傾向が出ているのだったら、なるほどと思うわけですが、例えば5ページでお示しいただいた低圧電灯のグラフをみると、関西については少し出てきているものの、ほかに関しては全然出てきていないような状況で、最初の1ヵ月ですけれども、新電力がこれだけ入っている東京にも他の一般電気事業者からは参入してきていないという状況があらわれ始めているかと思えますので、今後のこの辺の推移を見守るとともに、もしこういう傾向が続くようであれば、つまり一般電気事業者同士の競争と新電力の参入を比べた場合に違う傾向が出るのであれば、原因がどういうところにあるかというのを少し調べていくようなことが必要かなと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

○八田委員長　　今、この違いについて何かご意見はありますか。

○佐合取引監視課長　　今まだその要因までは理解しておりませんが、状況を見て、新電力の参入状況と特に違いが出るようであれば、その要因に関しては分析してみたいと思います。

○八田委員長　　林委員は何かありますか。

○林委員　　感想なのですが、16ページのスポット市場分断の発生状況、どうしても8月は北本などは70%、FCが65.7もあるというのは、市場分断が発生するイコール、

システムの計画、運用、多分、OCCOとかいろいろところで検討、対策は当然練っていると思うのですが、我々自身もこういうのをみていながら、要因は何で、どうあるべき方向になって、こういうのをなるべくなくす方向でやっていかないと、これがあるべき姿とは全然思っていないので、今後また情報共有等々しながら、こういう報告をぜひまたしっかり行っていただければと思います。これはコメントです。

○八田委員長　私からは、当然、全面自由化によって低圧で新電力のシェアがふえるというのはよくわかるのですが、この4月以降、新電力のシェアが高圧とか特別高圧とかでも大きくなっているわけですね。これは、基本的にはどういう理由なのですか。要するに、4月以降変わったことといえば、全面自由化になって小口窓を開いたことと、一応計画同様？になったということですが、特別高圧についてはかなりはっきりと伸びているので、これはどうしてだろうということですか。

○田邊卸取引監視室長　十分分析できていないのですが、市場の約定量が少しふえて電源を調達しやすくなっている中で、販売力が多く収益が上がる大口のお客さんに営業をかなりかけているところがあるということが1つ考えられるのではないかと感じます。

○八田委員長　どうぞ。

○松尾事務局長　補足といいますか印象としましては、ごらんいただくと、むしろ2014年以降の上がり、特に北海道、関西はともに2度の値上げを経験しておりますので、上げ幅が大きかった地域において特に新電力の——これは当然他の地域の一般電気事業者も含まれておりますけれども——参入がふえてきている。その傾向が4月以降も続いているということではないかと思えます。

○八田委員長　だから、これは今度の自由化というよりは、前からの傾向がそのまま続いているというように考えられるということですね。

○松尾事務局長　はい。

○八田委員長　それから、先渡し市場が急に活性化しているようにみえるけれども、非常に短期のことだから、これをもって長期的傾向かどうかはわからないけれども、これは何か原因があるのでしょうか。かつてもこのくらいの量で先渡し市場が活性化したことはあるのでしょうか。それとも今、新しい状況なののでしょうか。

○田邊卸取引監視室長　従来の先渡し市場における取引量に比べると、近時、ふえていることはふえていると思っております。その明確な要因というのは、必ずしも明らかではな

いのですけれども、他方で、旧一般電気事業者による入札が全体としてみるとすごくふえているというわけではないのかもしれませんが、着実に入れている事業者がいるという状況かと思えます。

○八田委員長　これは売り入札ですか。

○田邊卸取引監視室長　そうです。

○八田委員長　何か補足ありますか。

○新川総務課長　先ほどの委員長のシェアのところですけども、トレンドとしては事務局長から指摘があった旧一般電気事業者の値上げがきいているとは思いますが、新規参入者の方で、今回ガス会社が新たに市場に参入してきていますので、それが自分の関係会社、取引先を含めて売っているというのできいている部分もあろうかと思っております。

○八田委員長　わかりました。

それでは、ほかにないようでしたら、こういう市場動向についてのご説明は非常に重要なものですから、今後とも引き続きご報告をお願いしたいと思います。

本日予定していた議事は以上ですが、ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

事務局より連絡事項があったらお願いいたします。

○新川総務課長　第2部につきましては、準備が整い次第開催させていただきます。よろしくお願いたします。

○八田委員長　それでは、これをもって第1部を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——